

## 一人会派等に関する各会派からの意見の整理と分科会としての整理

### 1 一人会派について

認める：2会派

認めない：3会派

※ 特別委員会で更に慎重に議論すべき 2会派（認めると重複1会派）

#### 【主な賛成意見】

- 政策の一致を見る議員がほかいなければ1人で会派を名乗らざるを得ない。政策実現を目指す政党や政治グループ、市民グループの代表や一員として、あるいはどこにも属さないが市民の代表として活動する場合もあることから、一人会派を名乗るか、無所属として活動するかは議員自身の選択とすべき。
- 議会基本条例は、基本的政策が一致する議員が他にいない場合は、1人で会派を標榜することを禁ずるものではないとも解釈できる。
- 一人会派・無所属を含めて、全会派を議会運営委員、各派代表者会議の正式メンバーとしても、議会運営上支障はない。

#### 【主な反対意見】

- 会派は政策形成や議論の集約のため、議員同士が学び合い、協力しながら調査研究を行う場であり、あくまでも「政策集団」としての役割が重要。
- 集団である以上、会派は2人以上で構成するものであり、1人の活動を「会派」とみなすことには無理がある。
- 現状ではオブザーバーとして無所属議員の意見を聴取する仕組みがあり、多様な意見の反映は担保されていることから、現行どおりの取扱いで良い。

#### 【その他の意見】

- 会派の定義や役割についてこれを機に明確化すべき。

### 2 政務活動費について

賛成：3会派

反対：2会派

※ 特別委員会で更に慎重に議論すべき 1会派

#### 【主な賛成意見】

- 議員・会派と併せて、個人均一に交付することについては賛成

## 【主な反対意見】

- 議員活動費として1本化した場合、1人会派が会派として活動することと個人の議員活動の区別がつかないのではないか。
- 会派での政務調査費の使途を明確にする意味からもこれまでどおりで良い。

## 3 各会派からの意見を踏まえての分科会としての整理

各会派からの意見を受けて、分科会として改めて協議したが、結論に至らず、引き続き検討することとした。

分科会としての協議内容の概略は次の(1)～(3)のとおりであるが、分科会としては、分科会の協議内容を踏まえていただいた上で、改めて各会派から意見を提出いただき、分科会としての結論を整理したい。

### (1) 一人会派について

- ・ 会派の役割・定義をもう一度整理する必要がある。例えば、会派を組む意義は、政策集団として自分たちの主義・主張、政策を実現する力とすることにあるとするならば、会派は自然と生まれるものであり、一人会派を認めたとしても、一人会派が乱立して議会運営に支障を及ぼすことは想定されないと考えられる。
- ・ 主義・主張、政策が相いれないのであれば一人で議会活動をすることもある。また、例えば1人であっても国政政党に属していたり、市民団体に属していることで政策集団としての機能を果たしていることもありうる。
- ・ したがって、議会としては議員一人一人の権利、権限の保障することが大切であって、一人会派を名乗るか、無所属を名乗るかは議員の選択に任せることで良い。

### (2) 議会運営委員会・各派代表者会議について

- ・ 議会運営委員会は議決機関であり、各派代表者会議は議長が主宰する協議・調整の場であることを前提に考える必要がある。
- ・ 議会運営委員会の委員の選出基準は一人会派を認めるか否かとは別問題である。委員は、会派を代表して委員となっていることから、各会派の人数に応じて1票の重みに差が生じるのは当然である。したがって、これまで同様、先例集 309 記載のとおり、会派の人数に応じて委員を割り振るとともに、一人会派・無所属の議員はオブザーバーとして発言の機会を担保することで良い。
- ・ 一方、各派代表者会議は、議長が意見を聴くための協議・調整の場であることから、無所属あるいは一人会派であっても会派の代表と同じ立場で平等に意見を発言し、議論に参加できる権利を保障するべきであり、オブザーバーではなく正式メンバーとす

ることが良い。

(3) 政務活動費

- ・ 議員一人一人に権利の尊重の考えに基づくと、会派に属するか否かで議員に交付される政務活動費に差があるのは不平等であるとの考えの下、政務活動費は議員個人を単位として交付した方が良い。
- ・ 一人会派を認めた場合にあっては、当該議員の政務活動費の報告については、あくまで議員個人に交付していることから、会派の活動・個人の活動の区別なく個人としてまとめて報告することで良い。
- ・ 2人以上の会派については、議員個人に交付された政務活動費から各会派が一定額を徴収して活動することから、会派として使途の報告を義務付けることで良い。
- ・ 以上の考えに基づき、制度を再設計することは可能と考える。

4 意見の提出締切

10月15日（水） 正午 必着